

平成29年度の家賃について

同封の収入額等認定通知書は平成29年4月からの家賃額等が記載された重要な書類です。
⇒必ず目を通していただき記載内容のご確認をお願いいたします。
不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

入居者アンケートの結果について

平成28年9月に入居者の一部を対象としたアンケートを実施した結果、夜間休日緊急連絡受付窓口の認知度が低い結果となりました。

今回の結果を参考に今後の住宅管理業務の向上に努めてまいります。ご協力ありがとうございました。

※配布数：167 回答数：85 回答率：50.9%

夜間休日緊急連絡窓口認知度	知っている	知らない
	26%	74%

※当センターでは、平日の夜間（17：15～翌朝8：30）・土日・祝日の緊急時連絡窓口を設置しています。
主な受付内容は、下記となります。ただし、お問い合わせ内容によっては、翌日以降の対応になる場合があります。

- 建物設備に関する緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）の受付～修繕の実施
- その他緊急を要する事故等（火災・安否確認等）の受付～対応

夜間・休日緊急連絡受付窓口  0120(303)440

共益費の支払いと自治会活動の参加について

共益費とは、共用部分の維持費のことで、徴収については、自治会が行っています。
例えば、共用部分の電気料、共同施設の水道料、共用排水管の定期清掃費等の経費です。
共同住宅で生活するために大切な費用となりますので、必ず期日までに自治会へ支払いましょう。
また、清掃・草刈り等、自治会活動に積極的に参加し、みんなで協力して
暮らしやすい環境をつくりましょう。



問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談

TEL 029(297)8360

FAX 029(227)0368

ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

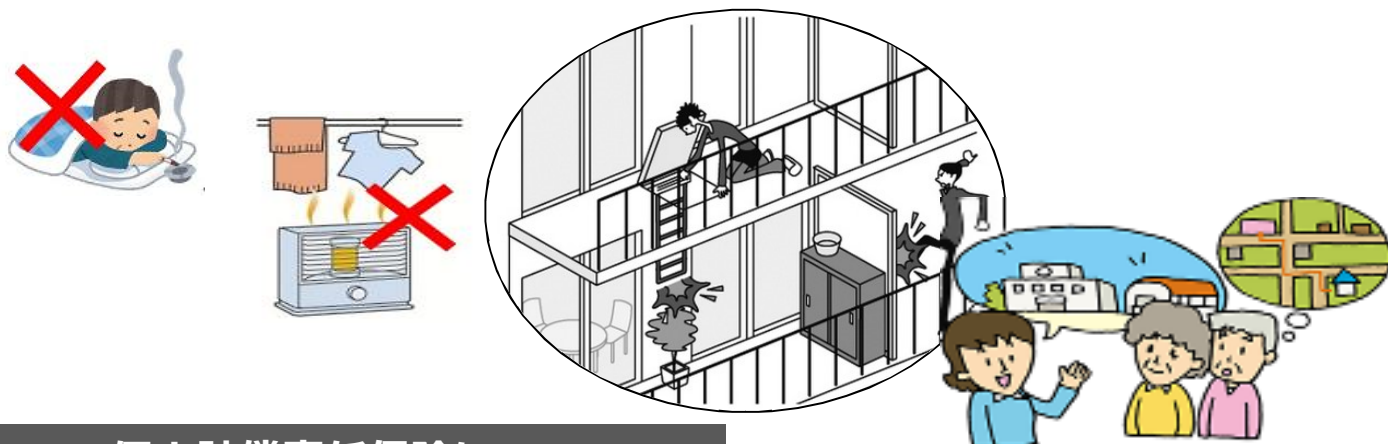
火災の予防にご協力ください

予防のために

- 火の使用時はその場を離れないようにしましょう。
- 火の後始末はきちんと確認しましょう。
- 燃えやすいものを火の近くに置かないようにしましょう。
- マッチ・ライター・灯油等の保管場所に注意しましょう。
(子供の手の届く場所や共有部分への放置は厳禁！)
- 外出時や寝る前は必ず火の元を確認しましょう。

発生時のために

- 避難経路を確認しておきましょう。
(特にベランダ隔て板や避難ハッチの近辺に荷物等は置かないようにしてください。)
- 大事なものは、いつでも持ち出せるように管理しておきましょう。



個人賠償責任保険について

居住者個人が、入居中の日常生活の中で他人（いわゆる第三者）に対して事故や、トラブルなどにより法律上の損害賠償義務を負うことがあります。このような場合に対応する保険が「個人賠償責任保険」です。

例えば次のようなケースです。

- ・洗濯機の排水ホースが外れて階下に水漏れを起こし、階下の戸室の家財に損害を与えてしまった。
- ・子どもがキャッチボールをしていて他の家の窓ガラスを割ってしまった。
- ・自転車で転び、駐車場停車中の他人の自動車を傷つけてしまった。

※個人賠償責任保険は任意の保険ですが、万が一に備え、加入するようお勧めします。

手続きを忘れていませんか？

■ 下記に該当する方は手続きが必要です。

事 項	提出するもの	いつまでに？
子供が生まれた時	異動届と 住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
子供が独立等で転居した時		
名義人以外が亡くなった時		
離婚をして名義人以外が転居した時		
親族等を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
離婚をして名義人が転居した時	承継入居承認申請書と関係書類	15日以内
名義人が亡くなった時		
連帯保証人を変更する時	保証人変更申請書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター（029-297-8360）へお問合せください。